

財産処分の制限について

住宅防音工事により取得し、又は、効用の増加した財産^(※)については、住宅防音工事完了後においても善良な管理をして頂くこととなります。

(※)住宅防音工事を実施した住宅、住宅防音工事により設置した冷暖房機及び換気扇

また、住宅防音工事完了後、下記に示す処分制限期間内に解体、又は、住宅の居室以外に使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、若しくは担保に供するときは、九州防衛局長の承認が必要となります。

その際、処分の理由によっては、補助金相当額を返納して頂くこととなる場合がありますので、あらかじめ当局にお問い合わせ下さいませようお願い致します。

なお、借家に居住している方が補助事業者として住宅防音工事を実施した場合は、引っ越しをする際、住宅防音工事に係る一切の義務を、建物所有者に継承する手続きを行って下さい。

【住 宅】

構 造	処分制限期間
鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造	47年
ブロック造	38年
金属造（骨格材の肉厚が4mmを超えるものに限る）	34年
金属造（骨格材の肉厚が3mmを超え4mm以下のものに限る）	27年
金属造（骨格材の肉厚が3mmを以下のものに限る）	19年
木造又は合成樹脂造	22年
木骨モルタル造	20年

【空気調和機器】

構 造	処分制限期間
冷暖房機	6年
換気扇	6年